

③憲法委員会公用文書（1990.6.21）

憲法委員会の活動の開始および手続について

憲法委員会委員長・エリツィン宛

同副委員長・ハズブラートフ宛

KK 資料集 1 巻 64-72 頁

I 第 1 歩

1) 必要な経験を有する学者および実践活動家である代議員からなる憲法委員会の作業グループを設置する。作業グループは、常時活動することを原則とする。作業グループのメンバーは、委員会の活動が行われるすべての期間において、その要請により、その生産上および職務上の義務を、最高会議の委員会および常任委員会のメンバーと同様に、全面的にまたは部分的に免除される。

2) 審議権をもって作業グループおよびすべての委員会の活動に参加する著名な学者からなる専門家のリストを承認する。専門家には、その勤務上の職務の遂行を全面的にまたは部分的に免除することができる。一回ごとにまたは臨時の審査および助言にしかるべき報酬を支払う可能性を検討する。

3) 人民代議員、社会、選挙人に憲法委員会の活動について広く広報する。この仕事は、委員会の委員長、副委員長および最高会議事務局自身が定期的に行わなければならない。委員会の資料は、ただちに社会的審議にこれを付すものとする。

II 作業グループ

作業グループは、憲法委員会委員長がひとりひとりこれを選ぶ（提案ではない、そうでないと混乱する）。委員長は、その活動の調整を行う作業グループの書記を任命する。

憲法委員会は、すべての常任委員会からメンバーを出す。その主要部分は、その職務をそのままにし、モスクワで常時活動することも必要としない。作業グループは、常時活動することになるので、あらゆる委員会がグループの活動に関する資料の審議のために定期的に集まるからである。

作業グループの専門家の構成は、優れた資格のある専門家、政治学者、法律家（法学者）、経済学者、ならびに実践家および職業的政治家とする。

作業グループの専門的なメンバーは、27人とする。

具体的なメンバーの提案（27人のリストは省略；65-66 頁）

（アムバルツーモフ、バブーリン、ヴォルコフ、ザハロフ、ザラトゥーヒン、コヴァリョフ、ルミャンツェフ、ツァン・カイ・シー、シャフライ、シェイニスなど）

III 専門家グループ（8人のリストは省略；66-67 頁）

憲法委員会の活動には、権威ある憲法学の専門家、政治学者—国家学者に参加してもらわなければならない。（専門家は分科会に振り分ける。）これは、過去の「宮廷顧問 придворные советники」であってはならない。現代的思考ができ、歴史教育を受

けた学者を入念に選抜しなければならない。憲法の準備（起草）は、並外れたスケールの大きなアプローチが求められる。なによりも憲法委員会において何の意味もない人の肩書きや地位（職務）にとらわれてはならない。

憲法委員会のメンバーではない2人の人民代議員を専門家グループに加えることが必要である。1. スタロヴォイトヴァ（歴史学・レニングラード）、 2. シャバド（物理学・数学・モスクワ）

（ゾリキン、キコチ、クリャムキン、クラシヴィリ、マムート、フェードトフら）

IV 憲法委員会作業プラン

1) 憲法委員会組織会議を6月21日に開催する；議事日程は、

- ・憲法委員会のメンバーの提案およびポジションの説明
- ・作業グループの設置
- ・各グループの書記の指名
- ・分科会およびその活動手続の決定
- ・専門家グループの承認
- ・委員会の活動プランの承認

2) 憲法委員会に将来の憲法のテーマ・ブロックごとに6つの分科会を設け、作業グループのメンバーに対する調整活動を担う。

- ・「憲法体制の一般原則」分科会（コーディネーターはアムバルツォーフ）
- ・「選挙システム、国家権力の最高機関および地方自治」分科会（コーディネーターはシェイニス）
- ・「経済システムおよび社会的保証」分科会（コーディネーターはザハロフとメドヴェージェフ）
- ・「民族・国家および領域的編成（構造）、新連邦条約」分科会（コーディネーターはスタロヴォイトヴァとシェレフ・コヴェジャエフ）

- ・「人および市民の権利」分科会（コーディネーターはコヴァリョフ）
- ・「裁判・法システム」分科会（コーディネーターはザラトゥーヒン）

憲法委員会事務局長に、ルミャンツェフ代議員を任命する。

作業グループのメンバーは、分科会のどれかに振り分けられ、所定の作業計画を遂行する責任を負う。

憲法委員会事務局長は、委員会の活動を組織し、作業グループの会議を統括する。

3) 委員会事務局（実務）を置く。この実務事務局のメンバー、構成および作業手続きは、事務局長の提案により、憲法委員会委員長または副委員長が決定する。

外国の憲法問題およびその他の問題についての解説、分析および業務情報を保証する方法を検討する。最高会議幹部会の経済・財務部に、憲法委員会がコンピュータおよびその他のオフィスオートメーション機器が使えるようその対応を委ねる。

4) 作業グループは、新憲法の概念概要を作成することから始める。

作業段階；ブレインストーミング、作業グループのメンバーおよび専門家の作業期間、新憲法の基本的特徴および性格、内容、構成および規模（大きさ）の決定

5) 分科会で第1次草案の条項および章別の検討を行う。憲法委員会作業会議へのバ

リアントの提出。委員会の会議（総会）は月に1回開催する。

6) 第1次草案の審議および策定。新憲法草案のコンクールの公示。新聞紙上での広範な討議。憲法委員会に寄せられた書提案の考慮、その社会学的分析。

7) 同時に、憲法委員会は、最高会議およびその議長のもとの常設の憲法審査委員会の役割を果たすことができる。

VI（Vの間違いか？）作業結果

憲法委員会の活動の結果は、新憲法草案として結実するものでなければならない（遅くとも1990年末までに草案を起草する）。

ロシア共和国人民代議員大会で草案を審議する。

それを広範な審議に付す—重要な場所ごとにバリエーションをとる。新憲法草案の基本的な諸規定に対し市民がどう対応しているかの社会学的審査を行う。

草案の原則を承認する。

新憲法の最終的採択—共和国レフェレンダムを経ること（1991年3-4月）

憲法制定後—ロシア大統領の直接選挙の実施（1991年5-6月）

大統領による新しい最高会議の複数政党制に基づく民主的な選挙の公示（1991年9-10月）

VII（VIの間違いか？）結び

憲法委員会の活動の手続、構成および組織の必要な細則は、憲法委員会において同意し、必要がある場合に、人民代議員大会のみがこれを承認する。

<付録1>最高会議議長決定（裁定）「憲法委員会活動手続について」（1990.6.22）

ロシア共和国憲法第115条にしたがい、以下の憲法委員会の活動手続を定める。

1. 必要な経験を有する学者および実践家の代議員からなる憲法委員会作業グループを組織する。作業グループは、常時活動（活動に専念）しなければならない。作業グループのメンバーは、委員会の活動が行われるすべての期間において、その要請により、その生産上および職務上の義務を、最高会議の委員会および常任委員会のメンバーと同様に、全面的にまたは部分的に免除される。

2. 憲法委員会の作業グループのメンバーを承認する。

（メンバー31人のリストとは省略；69-70頁。ハズブラートフ、ビグノーフ、ルーキン、ピメノフが加わる）

3. 将来の憲法のテーマごとに憲法委員会の6つの分科会を設置する。

1) 「憲法体制の一般原則」分科会（コーディネーターはアムバルツォフとルーキン）

2) 「選挙システム、国家権力の最高機関および地方自治」分科会（コーディネーターはヴォルコフとシェイニス）

3) 「経済システムおよび社会的保証」分科会（コーディネーターはマカルキンとメドヴェージェフ）

4) 「民族・国家および領域的編成（構造）、新連邦条約」分科会（コーディネーターはシャフライとシェレフ・コヴェジャエフ）

5) 「人および市民の権利」分科会（コーディネーターはベズルコフとコヴァリョフ）

6)「裁判-法システム」分科会（コーディネーターはザラトゥーヒンとツァン・カイ・シー）

作業グループのメンバーは、分科会に割り振られ、所定の作業計画を遂行しなければならない。調整作業は、作業グループのメンバーおよび委員会事務局長の仕事である。

4. 憲法委員会およびその作業グループの活動には、審議権を持って専門家グループが参加する。専門家もまた、その勤務上の職務から全面的または部分的に解放される。一回ごとにまたは臨時の審査および助言にしかるべき報酬を支払う可能性を検討する。次の専門家を承認する。

（メンバー9人のリストは省略；71頁。ストラッシューンが加わる）

作業過程において、専門家グループのメンバーに追加および確認を行うことがある。

5. 委員会（実務）事務部を設置する。事務部長として、ソ連科学アカデミー物理学研究所の物理学-数学修士のソブヤニンを承認する。事務部のメンバー、構成および活動手続は、内規でこれを定める。

6. 憲法委員会の活動について、人民代議員、社会、選挙人に定期的に情報提供を行う。最高会議のマスメディア・社会団体連携・世論調査委員会、最高会議幹部会の総務部、情報課およびプレス・グループへの、憲法委員会の諸資料の開示（配布）を保障する。憲法委員会あての諸提案のチェックを行い、その法的および社会学的な分析を行う。

7. 最高会議の経済・財務部および法務部に対して憲法委員会およびその作業グループが請求（照会）する解説、分析および業務に関わる情報に関してしかるべき措置を講じ、それを保障する方法（手段）を検討する（よう要請する）。最高会議幹部会の経済・財務部に、憲法委員会がコンピュータおよびその他のオフィスオートメーション機器が使えるようその対応を委ねる。

8. 1990年の憲法委員会およびその作業グループの活動プラン概要

- ・ 6月；分科会の構成の決定
- ・ 6月；作業グループと専門家グループの合同の組織会議の開催
- ・ 8月以降；憲法委員会メンバーへの憲法過程の問題点に関する学術・情報文献の送付の保障

- ・ 9月；マスメディアでの新憲法草案の公開コンクールの告知
- ・ 9-10月；分科会および専門家グループの意見を考慮した作業グループによる新憲法の概要構想の作成

- ・ 11-12月；辞任代議員大会の決定によって共和国レフェンダム実施の可能性を含む形での新憲法の原理および概要構想の公開審議の組織

- ・ 11-12月；新憲法の準備草案の各条および章の策定、ならびに憲法委員会の12月会議でのその審議

- ・ 12月；新憲法草案の準備の完了およびその新聞での公表

9. 憲法委員会の作業会議は、毎月1回以上これを開催する。第1回作業会議は、遅くとも本年8月末までに開催する。

＜付録２＞ロシア共和国人民代議員大会決定№.57-1

「ロシア共和国憲法草案準備の若干の問題について」（1990.6.22）

新しい歴史的条件下における共和国の発展の道を決定し、社会的、政治的、経済的、文化的・生活の領域における市民の民主的権利を承認する必要性に立ち、現行憲法がロシア連邦の新しい条件および任務に適合していないことを認め、人民代議員大会は、以下のとおり決定する。

1. 遅くとも1990年9月にはレフェンダム法を策定し、これを制定することを最高会議に委任する。

2. ロシア共和国新憲法草案の基本原則をレフェンダムに付すよう最高会議に委任する。

最高会議および憲法委員会に、1991年1月の人民代議員大会で審議するために、レフェンダムの結果を考慮して憲法草案を準備することを委任する。

3. ロシア共和国憲法草案は、次の人民代議員大会開催の遅くとも1カ月前までに新聞で公表する。

憲法草案の準備資料はこれを定期的に公刊する。

最高会議議長 エリツィン